

豚流行性下痢対策費補助金交付要綱

(制定 平成26年7月8日付け26畜第335号)

(目的)

第1条 豚流行性下痢対策費補助金(以下「補助金」という。)は、豚流行性下痢のまん延防止等を図るため、知事が別に定める事業実施要領等に基づいて、養豚農家の組織する団体(以下「補助事業者」という。)が行う豚流行性下痢対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日16消安第10270号制定、平成26年3月20日25消安第5607号最終改正)、消費・安全対策交付金実施要領(平成17年4月1日16消安第10272号制定、平成26年3月20日25消安第5608号、25生産第3269号最終改正)及び愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業は、別表に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 規則第3条の規定による申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、添付書類の様式は、別記様式第5-1~2号のとおりとする。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、消費税等相当額(消費税及び地方消費税に相当する額)を減額して申請しなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第6号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表の承認を要する変更欄に掲げる変更以外の変更で、補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りではない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助の目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助の目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助の目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第13条に定める実績報告書の様式は別記様式第2号のとおりとし、添付書類の様式は、別記様式第5-1～2号のとおりとする。

2 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

ただし補助金の全額を概算払により交付された場合にあつては、翌年度の4月30日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、規則第14条に基づき補助金の額を確定したときは、その旨を別記様式第3号により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額（変更された場合は変更された額とする。）の合計額とする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。補助金の交付の請求は別記様式第4-1号によるものとし、概算払を行った場合、精算払の請求は別記様式第4-2号によるものとする。なお、愛知県財務規則第78条で定める概算払精算書は別記様式第4-2号をもってこれに替えることとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は、財産取得後2年とする。ただし、取得価格が50万円以上のものは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

3 補助事業者は、別記様式第7号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この要綱に基づく書類の提出は、県本庁に2部を提出するものとする。

(帳簿等の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成26年7月8日から適用する。

別表

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更
豚流行性下痢対策事業	豚流行性下痢対策費補助金	1 消毒・洗浄器具一式の導入に要する経費 2 死亡豚保管庫の導入に要する経費	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費合計の30%を超える増減

(様式第1号)

平成 年度豚流行性下痢対策費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

所在地
団体名
代表者
氏名

印

平成 年度において、下記の事業を別紙事業実施計画書のとおり実施したいので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第3条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事業名 豚流行性下痢対策事業

補助金の種類 豚流行性下痢対策費補助金

「添付書類」

- 1 事業実施計画書（様式第5-1号）
- 2 収支予算書（様式第5-2号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 交付申請額については、補助対象経費ごとに小数点第1位を切り捨てるものとする。

(様式第2号)

平成 年度豚流行性下痢対策費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

所在地
団体名
代表者
氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記の事業については、別紙実績書のとおり実施したので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第13条の規定に基づき報告します。

記

事業名 豚流行性下痢対策事業

補助金の種類 豚流行性下痢対策費補助金

「添付書類」

- 1 事業実施実績書（様式第5-1号）
- 2 収支精算書（様式第5-2号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

（注）事業実施実績書について、事業実施計画書と変更の生じた場合にあつては、変更部分について当初計画を上段に（ ）書き又は赤書きとして二段で記載する。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

平成 年度豚流行性下痢対策費補助金の額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号の事業実施実績報告については、交付決定内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金〇〇〇, 〇〇〇円

(様式第4-1号)

請 求 書

年 月 日

愛知県知事殿

所在地
団体名
代表者
氏名

印

下記の金額を交付してください。

記

金〇〇〇, 〇〇〇円

(ただし、 年 月 日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった平成 年度豚
流行性下痢対策費補助金)

(概算払がある場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
				概算払い 精算払い

(注) 概算払請求の場合には、出来高等を記した書類を添付すること。

(様式第4-2号)

請求書兼概算払精算書

年 月 日

愛知県知事殿

所在地
団体名
代表者
氏名

印

下記の金額を交付してください。

記

金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、年 月 日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった平成 年度
豚流行性下痢対策費補助金

なお、概算払を受けた経費について、下記のとおり精算します。

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
				概算払

(様式第5-1号)

豚流行性下痢対策事業実施計画書(実績書)

(平成 年 月作成)

目的	目標	目標設定の考え方 及び目標値	事業内容(及び補助金額)		
			事業主体 及び参加戸数	資材・機材の 内容と数量	事業費(及び補助金額)
		(目標値)	(事業主体)		(事業費)
		(目標値の考え方)			(補助金額)

(様式第5-2号)

収支予算書
(収支精算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村補助金、自己資金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、事業費の経費区分ごとに記入すること。

(様式第6号)

豚流行性下痢対策事業実施計画の変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった豚流行性下痢対策費補助金について、下記のとおり事業実施計画を変更したいので豚流行性下痢対策費補助金交付要綱第5条の規定に基づき承認されたく申請します。

(また、補助金 円の追加交付(減額)を併せて申請します。)

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

- 1 事業実施計画変更の理由
- 2 事業実施計画変更の内容

(注) 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

2 ()内は交付決定した補助金に変更がある場合のみ記載する。

(様式例)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

平成 年度豚流行性下痢対策費補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号の申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金額
金〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 補助条件
 - (1)
 - (2)

別紙

豚流行性下痢対策事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、家畜衛生対策を徹底することにより、豚流行性下痢のまん延防止等を図ることを目的とし、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日16消安第10270号制定、平成26年3月20日25消安第5607号最終改正）及び消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日16消安第10272号制定、平成26年3月20日25消安第5608号、25生産第3269号最終改正）に定めるものの他、この要領により実施するものとする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、愛知県養豚農業協同組合とする。

(事業の内容)

第3 この事業の内容は、次に掲げる内容とする。

- 1 消毒・洗浄器具一式の導入
- 2 死亡豚保管庫の導入

(事業の実施)

第4 この事業の実施主体は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業実施計画書（豚流行性下痢対策費補助金交付要綱様式第5-1号）正副2部を別に定める日までに知事に提出し、その認定を受けるものとする。

- 2 事業の対象とする経費に、当該年度において交付決定までに実施した事業に係る経費（本事業の目的を達成するために必要不可欠である経費であって知事が認めるものに限る。）を含めることができる

(助成)

第5 知事は、この事業を実施するものに対し、事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。